

国立研究開発法人物質・材料研究機構 内部統制推進規程

平成27年3月24日
27規程第100号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における内部統制推進体制を整備し、もって機構が法令等を遵守しつつ、中長期目標等に基づく業務を有効かつ効率的に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長が機構内に整備・運用する仕組み
- (2) 役職員 機構の役員、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員及び無期労働契約転換職員
- (3) 日常的モニタリング 内部統制の有効性を監視するために、業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる活動

(内部統制担当役員)

第3条 機構に内部統制担当役員を置き、法務・コンプライアンス室担当理事をもって充てる。

- 2 内部統制担当役員は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 日常的モニタリング体制の構築及び運用に関すること。
 - (2) 職員との意思疎通と相互理解を図るための面談
 - (3) その他内部統制推進に係る必要事項
- 3 内部統制担当役員は、前項のモニタリング結果につき、第6条に定める内部統制委員会に報告を行うものとする。

(内部統制推進責任者)

第4条 機構に内部統制推進責任者を置き、法務・コンプライアンス室長をもって充てる。

- 2 内部統制推進責任者は、内部統制担当役員を補佐し、内部統制推進に関する業務を統括指揮する。

(内部統制推進部門)

第5条 機構に内部統制推進部門を置き、法務・コンプライアンス室及び経営企画室をもって充てる。

- 2 内部統制推進部門は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 日常的モニタリング体制の運用に関すること。
 - (2) 役職員に対する内部統制推進に関する研修会の実施に関すること。

(内部統制委員会)

第6条 機構における内部統制を推進するため、内部統制委員会を設置する。

2 内部統制委員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

第7条 法令等遵守のためのコンプライアンス推進体制及び機構のミッションの達成を阻害する要因となりうるリスクへの対応に関する事項については、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構コンプライアンス規程（平成21年3月30日 21規程第51号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構リスクマネジメント規程（平成23年6月13日 23規程第73号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 28規程第56号）

この規程は、平成28年4月20日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月12日 29規程第42号）

この規程は、平成29年7月12日に施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第10号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第13号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。